金融機関の業務範囲等に関する新たな規制緩和

「5%ルール」の例外措置の拡充、銀行業高度化等会社の審査目線の明確化

金融庁

企画市場局 総務課 信用制度参事官室 課長補佐 本間 晶 監督局 銀行第一課 課長補佐 九本 博延 監督局 銀行第二課 課長補佐 本行 克哉

金融庁では、地域企業の生産性向上や地域経済の活性化に努めている金融機関の取組みをサポートするため、これまで業務範囲等に関する規制緩和を実施してきた。本稿では、こうした環境整備の一環として2019年10月15日に公布・施行した、銀行等の議決権保有制限の例外措置の拡充および新設(銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令)、銀行業高度化等会社の審査目線の明確化および地域商社への出資の明確化(主要行等向けの総合的な監督指針および中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針)について解説する。金融機関においては、今回の改正も有効に活用し、地方創生や顧客企業支援等の創意工夫を凝らした取組みを行っていくことを期待している。

議決権保有制限の例外措置の拡充および新設の概要 改正の経緯

今回の改正について、銀行法施行規則(本稿において、銀行法を「法」、銀行法施行規則を「規則」という)を例に解説する。なお、信用金庫法施行規則及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則においても、これに相当する改正を行っている。

銀行本体は、他業リスクの排除等の観点から業務範囲規制を課せられており、その趣旨から、国内の会社について、一部の例外を除き、5%を超える議決権の保有を制限されている(いわゆる5%ルール)。

先般、全国地方銀行協会から規制改革推進会議に対し、地方創生、地方経済の活性化等の観点から、5%ルールの例外措置について、事業再生会社および地域活性化事業会社に係る要件の緩和、ならびに事業承継会社の新設の要望がなされた。 当該要望を踏まえ、前述の観点や銀行グループの経営の健全性確保等の観点から検討し、規則の改正を行った。

事業再生会社の保有に係る例外措置の拡充

■現行制度

銀行は、経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(法16条の2第1項12号の2、規則17条の2第7項に規定する会社。以下、事業再生会社)のうち、内閣府令で定める要件に該当する会社について、5%を超える議決権を保有することができる。¹

なお、具体的な要件は、同条8項において、会社の債務について「債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置(同条7項8号ロ)」(いわゆるデット・エクイティ・スワップ=DES)を実施することを内容とする経営改善計画を実施している事業再生会社である場合には裁判所または特定認証紛争解決事業者が関与していること、DES以外の措置を実施することを内容とする経営改善計画を実施している事業再生会社である場合には裁判所が関与していることとしている。

■今回の改正

内閣府令で定める事業再生会社の要件について、裁判所等による関与を撤廃したうえで、銀行に一定の関与を持たせるため、経理部門への行員派遣や販路拡大支援、財務管理支援など、事業の再生に向けて銀行の支援を必要とすることとし、銀行以外の第三者(官公署や弁護士、公認会計士、税理士、コンサルティング会社等)がその内容を含む経営改善計画の策定に関わらなければならないこととした(規則17条の2第8項)。

また、銀行による事業再生会社(中小企業)の議決権の保有期間を5年から10年に延長した(同条12項1号)。

■留意点

事業再生において、私的整理ガイドラインを活用する場合は、第1回債権者会議において、再生計画の正確性や透明性、実現可能性等を検証するために選定される弁護士、公認会計士、税理士、コンサルティング会社などが携わることを前提に「第三者が関与して策定」していることとした。²

事業承継会社の保有

■現行制度

銀行は、事業再生会社のうち、その事業に係る計画等が規則17条の2第8項で定

¹ 当該要件に該当しない事業再生会社については、投資専門子会社(規則 17 条の2第 13 項および 17 条の3第2項 12 号)以外の子会社と合算して基準議決権数(国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の株をいう)を超えて保有することはできないこととなっている(銀行法 16 条の2第1項 12 号の2)。

² 19年10月15日公表の「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等に関するパブリックコメントの結果等の公表について」の金融庁の考え方(以下、パブコメ)No.19参照。

める要件に該当しない会社について、子会社とすることはできないが、投資専門子会社を経由して議決権を保有することができる(法16条の2第1項12号の2号括弧書き)。

■今回の改正

銀行が投資専門子会社を経由して議決権を保有することができる会社に、「代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社」(事業承継会社)を追加した(保有期間は最大5年。規則17条の2第7項9号、同条11項)。

■留意点

銀行は、新設した同条7項9号が、同条8項の柱書きにおいて同項の対象から除 外されることにより、法16条の2第1項12号の2括弧書きの対象となるため、投資専門 子会社を経由して、事業承継会社の議決権を保有することができる。

また、事業承継会社の議決権の保有期間は、事業承継が、後継者不足のなか、地方創生、地域経済の活性化の観点から重要である一方、規制緩和要望が「5年以上」であったことを踏まえ、最大5年とした。

地域活性化事業会社の保有に係る例外措置の拡充

■現行制度

銀行は、投資専門子会社を経由して、「地域の活性化に資すると認められる事業を 行う会社として内閣府令で定める会社(法16条の4第8項に規定する特例対象会社)」 の議決権を、子法人等に該当しない範囲で保有することができる(同条1項括弧書き、 規則17条の7の3第1項柱書き)。

なお、この特例対象会社の範囲は、同条において、①株式会社地域経済活性化支援機構(以下、REVIC)が設立する株式会社が無限責任組合員(以下、GP)で、銀行またはその子会社が有限責任組合員(以下、LP)となっている投資事業有限責任組合(以下、LPS)から出資を受けている会社、②REVICが設立する株式会社(当該会社に銀行またはその子会社が出資しているもの)がGPとなっているLPSから出資を受けている会社、③事業の再生計画にREVICが関与している会社に限定されている(以下、地域活性化事業会社)。

■今回の改正

法16条の4第8項で規定する内閣府令で定める会社に、地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、銀行以外の第三者(官公署や弁護士、公認会計士、税理士、コンサルティング会社等)が関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社を加えた。

■留意点

事業計画を策定する者は、銀行以外の第三者とし、士業(弁護士等)の資格を持つ

銀行員は含まず、地域経済の活性化のために地元企業に関わっている者あるいは地域の経済状況や地元企業等を理解している者などが望ましいと考える。「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」は、幅広く解釈できるものと考えるが、当該会社への該当性は、地域によりその会社の必要性などが異なると考えられるため、個別に判断することとなる。

銀行業高度化等会社の審査目線および地域商社への出資の明確化 改正の経緯

16年の銀行法改正により、金融庁の認可を条件として、銀行もしくは銀行持株会社またはその子会社が、銀行業高度化等会社³に対し、合算してその基準議決権数を超えて出資を行うことが可能となった(法16条の2第1項12号の3、同条7項、法52条の23第1項11号の3、同条6項)。

規則においては、上記認可の審査基準を規定しているところ(規則17条の5の2第2項、34条の19の2第2項)、今般、19年10月15日に監督指針⁴の改正を行い(同日付で適用)、審査にあたっての留意点等を明確化するとともに、地域金融機関からの規制緩和要望等を踏まえ、中小監督指針において、いわゆる地域商社が銀行業高度化等会社に該当しうることを明確化した(以下、本監督指針改正)。以下では、本監督指針改正の概要を解説する。

審査にあたっての留意点

銀行業高度化等会社は、認可を条件として、銀行グループのより柔軟な業務展開を可能としており、銀行業の高度化や利用者の利便の向上に資することが見込まれる業務を営む会社を含むことで銀行グループの戦略的な業務展開を可能としている一方、その認可に関しては、他業禁止の趣旨を踏まえ審査を行う必要がある(主要行監督指針 V -3-3-4(1)、中小監督指針 III -4-7-4(1))。

本監督指針改定では、このような考え方を前提に、審査にあたっての留意点を以下のとおり明確化した(主要行監督指針V-3-3-4(2)、中小監督指針 $\Pi-4-7-4(2)$)。なお、銀行持株会社が認可を申請する場合の審査(規則34条の19の2第2項)においても同様の点に留意する必要がある(主要行監督指針 $\Pi-2$ 、中小監督指針 $\Pi-3-5-2^5$)。

³ 情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化もしくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務または資すると見込まれる業務を営む会社をいう。

⁴ 主要行等向けの総合的な監督指針(以下、主要行監督指針)および中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(以下、中小監督指針)を指す。

⁵ なお、中小監督指針については、19年10月11日に一部改正の意見募集手続きが行われてお

■出資額

認可を申請する銀行(以下、申請銀行)の資本金額や銀行業高度化等会社に対する出資額等に関する審査基準(規則17条の5の2第2項1号、同項2号)を踏まえ、本監督指針改正では、申請銀行における出資額の適切性や出資が全損した場合の銀行グループの自己資本比率への影響等を審査する旨を規定している。

■出資比率等

銀行業高度化等会社の業務遂行に関する審査基準(規則17条の5の2第2項5号) を踏まえ、本監督指針改正では、以下の留意点を示している。⁶

〇銀行業高度化等会社を子会社等とする場合

同会社において、適切な経営管理や内部管理、内部監査等に関する態勢整備が 必要となる。

〇銀行業高度化等会社に対する銀行の支配力が及ばない場合

同会社のガバナンスや業務内容の適切性等について銀行が管理可能か、同会社の業務が、認可の基準を満たさなくなった場合等において基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。

銀行業高度化等会社の業務が認可の基準を満たさなくなった場合に、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能かどうかについては個別の事案ごとに判断することになるが、出資の解消方法の例示として、他の事業者との間で、認可基準を満たさなくなった場合に銀行が保有する銀行業高度化等会社の株式を当該事業者が買い取る旨の契約を締結していることを挙げている(パブコメNo.37)。

■業務の内容

銀行業高度化等会社の営む業務の内容に関する審査基準(規則17条の5の2第2項6号)を踏まえ、本監督指針改正では、以下の留意点等を示している。

銀行業の高度化や利用者の利便の向上に資する業務(以下、資する業務)やこれらが見込まれる業務(以下、見込まれる業務)以外の業務を一部で兼営していても、これにより認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が銀行業務に弊害等を及ぼす場合や、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない。

銀行業高度化等会社が子会社対象銀行等の業務をあわせ営むことが必要となる場合には、銀行業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。この場合には、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象銀行等の認可制度が潜脱されるおそれがないかの観点から審査を行う。

り、当該改正後においては、中小監督指針Ⅲ-4-11-2を参照されたい。

⁶ なお、関連法人等については、上記「子会社等」と「銀行の支配力が及ばない場合」の双方に該当すると解されるため、双方の観点から審査が必要になる(パブコメNo.34)。

なお、銀行業高度化等会社の業務を営むにあたり従属業務または金融関連業務をあわせ営むことが必要となる場合も、銀行業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。この場合、その規模によって認可の可否を判断するものではなく、業務範囲規制の趣旨の潜脱のおそれがないかの観点から審査を行う(パブコメNo. 40)。

■申請銀行の業務への影響等

申請銀行の業務への影響等に関する審査基準(規則17条の5の2第2項7号)を踏まえ、本監督指針改正では、銀行業高度化等会社の業務の内容が申請銀行の業務に著しく支障を来すおそれが認められる場合の具体例として、銀行業高度化等会社のコンプライアンス・リスクやレピュテーショナル・リスクの波及により、申請銀行の固有業務の運営に支障が生じたり、銀行グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場合を挙げている。

出資後の管理等

本監督指針改正では、出資後の銀行による銀行業高度化等会社の管理に関し、その業務の状況等についての適切なモニタリング、「資する業務」や「見込まれる業務」といえなくなった場合等における基準議決権数を超える出資の解消等を規定している(主要行監督指針V-3-3-4(3)、中小監督指針III-4-7-4(3))。

地域商社

今般、中小監督指針においては、いわゆる地域商社を「地方創生や地域経済の活性化等のため、地域の優れた産品・サービスの販路を新たに開拓することで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく事業を営む会社」と定義したうえで、係る地域商社が銀行業高度化等会社に該当しうることを明確化した(中小監督指針Ⅲ-4-7-4(4))。

しかし、地域商社の業務の内容はさまざまであり、銀行業高度化等会社としての認可審査においては、上記の一般的な留意点に加え、特に以下の点についても留意する必要がある。

■物流への関与等

商品の仕入れ・販売を自ら行う等、自ら在庫を保有し、機能的に物流を担う業務を営むためには、他業禁止の趣旨を踏まえれば、銀行業と組み合わせることによって利用者の利便が向上することが見込まれ、物流を担うことによる他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが大きくないと認められる必要がある。⁷認可審査にあたっては、

⁷ 中小監督指針では利用者の利便が向上することが見込まれる例と物流を担うことによる他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが大きくないと考えられる例を提示している。

当局において、物流機能を担う程度、それに伴うリスクや弊害のおそれ、これに対する管理態勢を個別に審査する。

■製造・商品加工への関与

製造や商品加工を直接担うことは、他業禁止の趣旨等に鑑みれば基本的には想定されず、地域産品の特性に適した商品企画や流通形態の提供という地域商社の機能として必要不可欠であり(例えば、商品企画等のために必要となる試験的な製造や商品加工等)、コンプライアンス・リスクやレピュテーショナル・リスクを含めた他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが限定される範囲にとどめる必要がある。

* * * * *

なお、地域商社については、中小監督指針にのみ記載があるが、これは地域金融機関からの規制緩和要望等を踏まえたためであり、地域金融機関に限って銀行業高度化等会社たる地域商社への出資を認める趣旨ではない(パブコメNo.42、No.43)。

(本文中、意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解である)